

Ⅱ 資料編

資料1 実特法5の2・実特令4の2・実特規6の2

○ 実特法(抄)

(保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例)

- 第五条の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払った又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第百八十八条、第百九十条及び第百九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。
- 2 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める金額とすることをいう。
 - 3 相手国居住者等で所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬（同法第百六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払った又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第百六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。
 - 4 前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。
 - 5 相手国居住者等で所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払った又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。
 - 6 相手国居住者等で所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第七十条及び第七十二条の規定の適用については、同法第七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替え

られた」とする。

- 7 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 実特令(抄)

(保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例)

第四条の二 法第五条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第二百六十二条第一項第三号の規定の適用については、同号中「に係るもの」とあるのは「及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」と、「金額」とあるのは「金額及び当該保険料の金額」とする。

- 2 法第五条の二第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額にその年における同条第一項に規定する保険料又は同条第三項に規定する特定社会保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額とする。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率（その年の十二月の属する同法第八十一条第四項の表の上欄に掲げる月分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

- 二 厚生年金保険法第二十四条の三第一項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額に三を乗じてこれを十二で除して計算した金額

- 三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率（同法第六十条第一項の規定により同項の一般保険料率として決定される率のうち最も高いものをいう。次号において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

- 四 健康保険法第四十五条第一項ただし書の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額を十二で除して計算した金額

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

- 4 法第五条の二第五項に規定する特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払った又は控除される同項の特定社会保険料の金額（同条第三項又は第六項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

- 5 法第五条の二第五項に規定する相手国居住者等は、同項の規定による還付を受けようとする場合には、その年の翌年一月一日（同日前に同項の特定社会保険料の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した還付請求書に総務省令、財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 6 その年十二月三十一日（その年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）において居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）である者でその年において非居住者（同条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。）であつた期間を有するものにつき、居住者であつた期間内に支払った又は控除される法第五条の二第一項に規定する保険料がある場合及び非居住者であつた期間内に生じた同条第三項に規定する給与又は報酬から支払った又は控除される同項に規定する特定社会保険料がある場合における所得税法施行令第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得の金額を」とあるのは「所得の金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた法第二十八条又は第五十七条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において同じ。）を」と、同項第六号中「税率」とあるのは「税率」（租税条約実施特例法第五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、「所得税の額を計算し」とあるのは「所得税の額（当該所得税の額が租税条約実施特例法第五条の二第五項の規定の適用を受ける同項の給与又は報酬に係るものである場合には、同項の規定により還付された金額を控除した残額とする。）を計算し」と、同条第三項第三号中「社会保険

料の金額」とあるのは「社会保険料（租税条約実施特例法第五条の二第一項の規定により法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなされる租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料を含む。）の金額」とする。

○ 実特規(抄)

(保険料を支払った者等の届出等)

第六条の二 法第五条の二第一項に規定する居住者（以下この項及び次項において「居住者」という。）は、その支払った又は控除される同条第一項に規定する保険料につき同項に規定する相手国との間の租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書（次項から第四項までにおいて「所得税確定申告書」という。）に、次の第一号から第五号までに掲げる事項を記載した届出書（第六号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を添付しなければならない。

- 一 当該居住者の氏名、国籍、住所又は居所、国内において役務の提供を開始した日及び居住者となった日
- 二 当該保険料につき当該租税条約の規定に基づき法第五条の二第一項の規定により所得税法第七十四条第一項の規定による控除を受けることができる事情の詳細
- 三 当該保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに当該保険料の金額の計算の基礎となった所得の金額及びその期間
- 四 前号の所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- 五 その他参考となるべき事項
- 六 当該相手国の社会保障制度（法第五条の二第一項に規定する社会保障制度をいう。以下この条において同じ。）に係る権限ある機関の当該居住者の当該社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（以下この条において「適用証明書」という。）

2 前項の場合において、居住者は、法第五条の二第一項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出すべきとき又は提出しているときを除き、前項第一号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（同項第三号に掲げる保険料の金額を証する書類及び同項第六号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 法第五条の二第三項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬（同項に規定する給与又は報酬をいう。以下この条において同じ。）から支払った又は控除される同項に規定する特定社会保険料（以下この条において「特定社会保険料」という。）につき当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税確定申告書に、次の第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（当該相手国の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、第八号及び第九号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を添付しなければならない。

- 一 当該相手国居住者等の氏名、国籍、住所又は居所及び国内において役務の提供を開始した日
- 二 当該相手国居住者等の給与又は報酬に係る当該相手国における納税地及び当該相手国居住者等が当該相手国において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 三 当該特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細
- 四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の金額の計算の基礎となった給与又は報酬の金額及びその期間
- 五 当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- 六 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 七 その他参考となるべき事項
- 八 第四号の特定社会保険料の金額を証する書類
- 九 当該相手国の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書

- 4 前項の場合において、同項の相手国居住者等は、法第五条の二第三項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出すべきとき又は提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（同条第三項に規定する相手国の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、前項第八号及び第九号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 5 令第四条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第五条の二第五項に規定する相手国居住者等の氏名、国籍、住所又は居所及び国内において役務の提供を開始した日
 - 二 当該相手国居住者等の給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国における納税地及び当該相手国居住者等が当該相手国において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
 - 三 特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該相手国との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細
 - 四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の金額の計算の基礎となった給与又は報酬の金額及びその期間
 - 五 当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
 - 六 当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収された所得税の額及び法第五条の二第五項の規定による還付を受けようとする金額
 - 七 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
 - 八 その他参考となるべき事項
- 6 令第四条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（法第五条の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同条第五項の規定の適用を受けようとする場合には、第一号に掲げる書類）とする。
 - 一 前項第六号に掲げる所得税の額を明らかにする書類その他の資料
 - 二 前項第四号に掲げる特定社会保険料の金額を証する書類
 - 三 法第五条の二第五項に規定する相手国居住者等に係る相手国の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書
- 7 法第五条の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払った又は控除される特定社会保険料につき当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第七十二条第一項の規定による申告書に、次の第一号から第六号までに掲げる事項を記載した届出書（当該相手国の社会保障制度に係る特定社会保険料につき法第五条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合には、第七号及び第八号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を添付しなければならない。
 - 一 当該相手国居住者等の氏名、国籍、住所又は居所及び国内において役務の提供を開始した日
 - 二 当該相手国居住者等の給与又は報酬に係る当該相手国における納税地及び当該相手国居住者等が当該相手国において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
 - 三 当該特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細
 - 四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の金額の計算の基礎となった給与又は報酬の金額及びその期間
 - 五 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
 - 六 その他参考となるべき事項
 - 七 第四号の特定社会保険料の金額を証する書類
 - 八 当該相手国の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書